

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等
における「量の見込み」の算出等の考え方
(改訂版 ver. 1)

令和6年3月11日

< 5 > 児童福祉法改正による新事業の量の見込み

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業（以下「新規三事業」という。）が新たに創設され、令和6（2024）年4月1日から施行される。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的な整備を進めていく必要がある。

新規三事業の「量の見込み」については、①～③の全ての事業が、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、利用希望把握調査等によらず、要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案し、以下の算出方法により算出すること。ただし、お示しする方法によらずに事業の対象として該当する家庭の潜在的ニーズを正確に把握できる場合においては、各自治体の実情に応じて適切に対応することが可能である。

なお、本事業は、新たに創設した事業であることから、各年度における実施状況を把握し、計画を策定した後において、利用状況等が量の見込みと大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行われたい。

あわせて、令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業のうち家庭支援事業については、特に支援が必要な者に対しては市町村が利用勧奨や利用措置（児童福祉法第21条の18）を実施することとされており、家庭支援事業の量の見込みの推計において必要に応じて勘案すること。

（1）量の見込みの算出方法

① 子育て世帯訪問支援事業

$$\text{【量の見込み（人日）】} = \text{【A推計児童数（人）】} \times \frac{\text{【C対象世帯数（世帯）】}}{\text{【B全児童数（人）】}} \times \text{【D平均利用日数（日）】}$$

A 推計児童数……各年の年齢各歳別（0～17歳）のデータ

B 全児童数……対象世帯数算出時点の0～17歳の児童人口

C 対象世帯数……相談支援員等が相談を含め対応している世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯の総計。なお、対象世帯数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している世帯のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合）を求め、対象世帯数を求めることも可能とする。

※利用が望ましい世帯には、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、怠慢・拒否（ネ

グレクト)、保護者の育児疲れや育児不安、ヤングケアラー、特定妊婦など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯の数が考えられる。

※ヤングケアラーに関する実態調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用し、量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うことも考えられる。

D 平均利用日数…1人当たりの利用が必要と思われる日数

② 児童育成支援拠点事業

$$\text{【量の見込み (人)】} = \text{【A推計児童数 (人)】} \times \frac{\text{【C対象児童数 (人)】}}{\text{【B 6歳以上の児童数 (人)】}}$$

A 推計児童数……各年の年齢各歳別（6～17歳）のデータ

B 6歳以上の児童数…対象児童数算出時点の6～17歳の児童人口

C 対象児童数……相談支援員等が相談を含め対応している児童のうち、本事業の利用が望ましい児童の総計。なお、対象児童数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している児童のうち本事業の利用が望ましい児童の割合）を求め、対象児童数を求めることも可能とする。

※利用が望ましい児童には、一時保護が解除され、児童相談所から市町村に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や、虐待相談を受けた児童など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる児童等の数が考えられる。

※適切に教育委員会・学校等の関係部局とも連携し、本事業による支援が必要な対象者を見込む必要がある。例えば、スクールソーシャルワーカーや教員等からの情報を参考に、本事業の利用が望ましい児童の数を確認する等、教育と福祉で連携し、自治体が保有するデータを有機的に連携させながら、把握することが望ましい。

※不登校等、学校において課題を抱えた児童や発達特性のある児童も事業を利用するものではあるが、量の見込みに当たっては、あくまで本事業の対象は家庭の養育環境に課題のある児童であることを前提に算出すること。

③ 親子関係形成支援事業

$$\text{【量の見込み (人)】} = \text{【A推計児童数 (人)】} \times \frac{\text{【C対象世帯数 (世帯)】}}{\text{【B全児童数 (人)】}}$$

- A 推計児童数…各年の年齢各歳別（0～17歳）のデータ
- B 全児童数……対象世帯数算出時点の0～17歳の児童人口
- C 対象世帯数…相談支援員等が相談を含め対応している世帯のうち、本事業の利用が望ましい世帯の総計。なお、対象世帯数の総計を把握することが困難な場合には、一定の割合（一部の相談支援員の対応している世帯のうち本事業の利用が望ましい世帯の割合）を求め、対象児童数を求めることも可能とする。

※利用が望ましい世帯には、保護者の育児不安、育児しつけ相談、性格行動相談、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯など、本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯の数が考えられる。

（2）提供体制の確保の方策及びその実施時期

①子育て世帯訪問支援事業

	2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み（延べ人数）	1,000人日	…	…	…	…
確保方策（延べ人数）	1,000人日	…	…	…	…

②児童育成支援拠点事業

	2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み（実人数）	20人	…	…	…	…
確保方策（実人数）	20人	…	…	…	…

③親子関係形成支援事業

	2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み（実人数）	30人	…	…	…	…
確保方策（実人数）	30人	…	…	…	…